

第 5183 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月12日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 親族の医療費を支払った場合の医療費控除

Q：母親の医療費を払いましたが、これは私の医療費控除の対象になりますか？

A：生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費は、その医療費を支払った人の医療費控除の対象になります。

【解説】

医療費控除は、自分だけでなく、自分と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費も対象になることとされています。したがって、生計を一にしていれば、扶養親族でない人のために支出した医療費も、医療費控除の対象とすることができることとなります。

例を挙げますと、次のとおりです。

- ①父親が生計を一にしている息子(就職して働いている)の医療費を支払った→父親の医療費控除の対象
- ②夫が共働きの妻の医療費を支払った→夫の医療費控除の対象
- ③生計を一にしている伯父の医療費を支払った→親族(6親等の血族及び3親等の姻族)の医療費は対象になりますので、支払った人の医療費控除の対象

なお、生計を一にするというのは、必ずしも同居していなければならないということではなく、仕送りをしている生活費をまかなっているというような場合も含まれます。

